

指定通所介護（デイサービス）利用契約書

_____（以下「契約者」という。）と 有限会社 生陽会（以下「事業者」という。）は、契約者が 生陽デイサービス てるてるぼうず（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、重要事項説明書に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（通所介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行いません。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行なうものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、又は契約者若しくはその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、（食事・おやつ提供、レクリエーション・クラブ活動等）のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：サービス利用料金の

1割（一定以上所得者の場合は2または3割）

を事業者を支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

- 3 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについて、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は食事の提供にかかる費用とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

第7条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加する事ができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等至正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第8条（利用料金の変更）

- 1 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行なう前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第9条（事業者及びサービス従業者の義務）

- 1 事業者及びサービス従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従業者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第 12 条 (損害賠償責任)

- 1 事業者は本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 13 条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従業者の指示・依頼に反して行なった行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 五 通常的生活行為の結果に基づく転倒、転落、打撲に起因して損害が発生した場合

第 14 条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第 15 条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一項を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行なうよう努めるものとします。

第 16 条 (契約者からの中途解約)

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 2 日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入所した場合
 - 三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 17 条 (契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行なった場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従業者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条 (事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ない、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第6条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第19条 (精算)

第15条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第2項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第20条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第21条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者：(有) 生陽会
代表取締役 山本 加代子
住所 静岡市駿河区鎌田 70-13

施設：生陽デイサービス てるてるぼうず
管理者 池谷 広希
住所 静岡市駿河区北丸子 2丁目 8-3

契約者

住所 _____

氏名 _____ 印

連帯保証人

住所 _____

氏名 _____ 印

指定通所介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(静岡県指定 長介 第1-1号)
(介護保険事業者番号 2274100268)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 生陽会
(2) 法人所在地 静岡県静岡市駿河区鎌田 70-13
(3) 電話番号 054-257-8861
(4) 代表者氏名 代表取締役 山本 加代子
(5) 設立年月 平成 11年 8月 2日

2. 事業所の概要

事業所の名称	(有) 生陽会 生陽デイサービス てるてるぼうず
事業所の所在地	静岡県静岡市駿河区北丸子 2丁目 8-3
電話番号	054-257-8628
事業所長・管理者・氏名	管理者：池谷広希
当事業所の運営方針	利用者の残存機能を最大限引き出せるよう、リハビリを中心とした通所介護を提供する。
開設年月	平成 12年 4月 1日
利用定員	30人 (通常規模型通所介護)
事業所が行なっている他の業務	【介護予防通所介護】 平成 18年 4月 1日指定 静岡県指定 中部健介 1-194-247 号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 事業所から片道おおむね 4.5km を越えない範囲
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし年末年始を除く
受付時間	月曜日～土曜日 午前 8時～午後 6時
サービス提供時間	月曜日～土曜日 午前 9時 30分～午後 4時 45分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	職種	人数
1. 事業所長 (管理者)	1名	4. 介護職員	7名
2. 生活相談員	1名	5. 機能訓練指導員	2名
3. 看護職員	1名		

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（7～9割）が介護保険から給付されます。

（一定以上所得者の場合は7または8割）

☆加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

☆共通的服务

A 食事の介助（但し、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・ 食事の準備、介助を行ないます。
- ・ 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 12：30～13：30

B 入浴

- ・ 入浴の介助を行ないます。

C 排泄

- ・ ご契約者の排泄の介助を行ないます。

D 送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行ないます。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の1割（一定以上所得者の場合は2または3割）を追加料金としてご負担いただきます。

① 個別機能訓練Ⅰロ

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練を作成し、日常生活を送る為に必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

② 口腔機能向上サービス

看護師等により、ご契約者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。

③ サービス提供体制強化加算Ⅰ

当事業所において、ご契約者のサービス提供を行う介護職員の総数のうち介護福祉士を保有している職員の占める割合が50%以上になる場合に加算されるものです。

④ 介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護における雇用を安定させ優秀な人材を確保していくために、介護職員の処遇改善を進めていく事業所に対して算定される加算です。

⑤ 中重度者ケア体制加算

当事業所において、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合に加算されるものです。

⑥ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇を進めていく事業所に対して算定される加算です。

⑦ 科学的介護推進体制加算

ご利用者様ごとのADL値、認知症の状況その他のご利用者様の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、上記に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

⑧機能訓練加算Ⅱ

利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

⑨介護職員等ベースアップ等支援加算

公的価格を見直す取り組みとして収入を3%程度引き上げるための措置として設けられました。支給額の2/3を介護職員等の基本給または毎月決まって支払われる手当のベースアップに使用されます。

〈(サービス利用料金(1回あたり)) (契約書第6条参照)〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額1割(一定以上所得者の場合は2または3割))をお支払い下さい。

(上記サービスの利用料金は、ご契約の要介護度に応じて異なります。)

☆共通のサービス(基本料金)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 ご契約者の要介護度とサービス料金	¥6757 (658単位)	¥7979 (777単位)	¥9243 (900単位)	¥10,454 (1,018単位)	¥11,789 (1,148単位)
2 介護職員処遇改善加算Ⅰ	¥390 (38単位)	¥462 (45単位)	¥544 (53単位)	¥544 (60単位)	¥688 (67単位)
3 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	¥82 (7単位)	¥92 (9単位)	¥112 (10単位)	¥123 (12単位)	¥143 (13単位)
4 介護職員等ベースアップ加算	¥71 (7単位)	¥82 (8単位)	¥92 (9単位)	¥112 (11単位)	¥123 (12単位)
5 うち、介護保険から給付される金額	¥6570	¥7753	¥8991	¥10109	¥11468
5 サービス利用に係る自己負担額 (1+2+3+4-5) (右記の金額は自己負担額1割の方、一定以上所得者の場合の負担は2または3割になります)	¥730	¥862	¥1000	¥1124	¥1,275

+☆加算対象サービス

以下のサービスを利用される場合には、それぞれの料金が上記に加算されます。

	B入浴 (1日につき)	① 個別機能訓練 I 2 (1日につき)	②口腔機向上 サービス (月2回まで)	④サービス提供体制 強化加算 I (1日につき)	⑤中重度ケア体制 加算 (1日につき)	⑦科学的推進加算 (1月につき)	⑧個別機能訓練加算 II (1月につき)
1 加算対象サービスとサービス 利用料金	¥410 (40単位)	¥780 (76単位)	¥1,540 (150単位)	¥225 (22単位)	¥462 (45単位)	¥410 (40単位)	¥205 (20単位)
2 ④介護職員処遇改善加算 I	¥20 (2単位)	¥51 (5単位)	¥92 (9単位)	¥12 (1単位)	¥30 (3単位)	¥20 (2単位)	¥11 (1単位)
3 ⑥介護職員等特定処遇改善加 算 I		¥10 (1単位)	¥20 (2単位)				
4 ⑨ベースアップ加算		¥10 (1単位)	¥20 (2単位)				
5 うち、介護保険から給付され る金額	¥387	¥765	¥1504	¥213	¥442	¥387	¥194
6 サービス利用に係る自己負担額 (1+2+3+4-5) (右記の金額は 自己負担額 1 割の方、一定以 上所得者の場合の負担は 2 割 または 3 割になります)	¥43	¥86	¥168	¥24	¥50	¥43	¥22

- 料金は、所定の単位に 10.27 円を乗じて得た金額です。
- 介護職員処遇改善加算 I は利用にかかる合計単位数に 5.9%の単位数を足したものであり、ご利用単位数により、若干の変動があります。
- 介護職員等特定処遇改善加算 I は利用にかかる合計単数に 1.2%の単位数を足したものであり、ご利用単位数により、若干の変動があります。
- 介護職員等ベースアップ等支援加算は利用にかかる合計単数に 1.1%の単位数を足したものであり、ご利用単位数により、若干の変動があります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

項目	費用	算定の根拠
①介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスの利用	全額	介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、サービス利用料金の金額がご契約者の負担となります。
②食事の提供にかかる費用	630円	昼食材料・調理費・おやつ代を含む（1回あたりの代金）
③レクリエーション、クラブ活動代	実費	レクリエーション及びクラブの活動に際して材料費等の実費を頂く場合があります。
④リハビリパンツ代	150円	消耗品代（1枚あたりの値段）
⑤パット代	20円	消耗品代（1枚あたりの値段）
⑥その他	実費	ご利用者の日常生活に要する費用のうち、ご利用者にご負担いただくことが適当である者について費用を頂く場合があります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) 料金のお支払方法（契約書第6条参照）

前期（1）、（2）の料金・費用は1か月ごとに計算しご請求します。毎月15日までに、前月分のご利用いただいたサービス料金を請求いたしますので、末日までにお支払い下さい。支払方法は、原則として口座引落としとなります。ご契約の際ご相談ください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- ・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金を頂きます。キャンセルの場合は至急事業者へ連絡してください。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

ご利用日の朝8時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の朝8時以降にキャンセルした場合	630円 （食材料費）

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) その他

ご契約者の被保険者証に支払方法の変更の記載（ご契約者が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、静岡市の窓口へ提出して差額の払い戻しを受けてください。

6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

池谷 広樹

○受付時間

毎週月曜日～土曜日 8：00～18：00

（2）行政機関その他苦情受付期間

窓 口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
静岡市役所介護保険課	静岡市葵区追手町 5 番 1 号	054-221-1088	054-221-1298
駿河福祉事務所 高齢介護課	静岡市駿河区南八幡町 10 番 40 号	054-287-8679	054-287-8708
静岡県国民健康保険団体連合会（介護保険課）	静岡市葵区春日 2 丁目 4 番 34 号	054-253-5590	

7. サービスの内容

当事業者があなたに提供するサービスは以下のとおりです。

ご利用日	曜日
内容	送迎・機能訓練・入浴（持ち物：バスタオル 1 枚、フェイスタオル 2 枚、着替え） 食事・口腔機能向上・生活相談・その他

8. 福祉サービス第三者評価の受審状況

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価してサービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としたものです。

実施の有無	実施年月日(直近)	実施機関	評価結果の開示
有 ・ 無	年 月 日		

9. 個人情報の使用同意

利用者及びその家族の個人情報については次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用します。

① 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービス提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員との連絡調整において必要な場合。

② 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあつたては関係者以外の者に漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

生陽デイサービス てるてるぼうず

説明者職名

氏 名

生活相談員

池谷 広樹

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

印

連帯保証人住所

氏 名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

☆加算対象サービス

以下のサービスを利用される場合には、それぞれの料金が上記に加算されます。

	B入浴 (1日につき)	①個別機能訓練 (1日につき)	②口腔機向上 サービス (月2回まで)	③ サービス 提供体制 強化加算 I (1日につき)	⑤中重度ケア体 制加算 (1日につき)	⑦科学的推進加 算 (1月につき)	⑧個別機能訓練加算II (1月につき)
1 加算対象サービスとサービス 利用料金	¥410 (40単位)	¥872 (85単位)	¥1,540 (150単位)	¥225 (22単位)	¥462 (45単位)	¥410 (40単位)	¥20 (20単位)
2 介護職員処遇改善加算 I	¥20 (2単位)	¥51 (5単位)	¥92 (9単位)	¥12 (1単位)	¥30 (3単位)	¥20 (2単位)	¥11 (1単位)
3 介護職員等特定処遇改善加算 I		¥10 (1単位)	¥20 (2単位)				
4 ベースアップ加算		¥10 (1単位)	¥20 (2単位)				
4 うち、介護保険から給付され る金額	¥498	¥840	¥1,487	¥202	¥442	¥387	
5 サービス利用に係る自己負担額 (1+2-3) (右記の金額は自 己負担額1割の方、一定以上 所得者の場合の負担は2また は3割になります)	¥56	¥94	¥166	¥23	¥50	¥43	

- 料金は、所定の単位に10.27円を乗じて得た金額です。
- 介護職員処遇改善加算Iは利用にかかる合計単位数に5.9%の単位数を足したものであり、ご利用単位数により、若干の変動があります。
- 介護職員等特定処遇改善加算Iは利用にかかる合計単位数に1.2%の単位数を足したものであり、ご利用単位数により、若干の変動があります。
- 介護職員等ベースアップ等支援加算は利用にかかる合計単位数に1.1%の単位数を足したものであり、ご利用単位数により、若干の変動があります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。